

阿南市での新婚生活を応援します！

～ 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用 ～

新婚世帯に
家賃などを
補助！！

うたがもだ
モニュメント「波の詩」▶蒲生田岬

《補助額》

最大30万円

または

夫婦等ともに29歳以下なら
最大60万円

阿南市結婚新生活支援事業補助金

対象世帯

その他の要件があります
詳しくは裏面をご覧ください

令和8年
1月1日以降に
婚姻した夫婦等

※パートナーシップの
届出カップルを含む

+

婚姻日の
年齢が
夫婦等ともに
39歳以下

+

夫婦等の
所得を合算した
金額が
500万円未満

対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに、婚姻等を機に夫婦等が支払った次の費用

① 住宅取得費

建物の購入費

※土地代、住宅ローンに係る手数料・利息等は対象外

③ 住宅リフォーム費

修繕、増築、改築、設備更新等の工事費

※車庫や外構に係る工事、家電購入・設置費用等は対象外

② 住宅賃借費

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※勤務先からの住宅手当を差し引いた額が対象
※駐車場代、更新手数料、火災保険料等は対象外

④ 引越費用

引越業者及び運送事業者への支払

※不用品の処分費、レンタカー代等は対象外

裏面もご覧ください

阿南市結婚新生活支援事業補助金

対象世帯

※すべての要件を
満たす必要あり

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を含む世帯又は令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱第5条の規定により届出の事実を証明する届出受理証明書を交付（他の自治体における同様の制度を含む）された者を含む世帯であること
- ② 婚姻等の日において、夫婦等のいずれもの年齢が39歳以下であること
※法律の規定により、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください
- ③ 夫婦等の合計所得金額を合算した金額が500万円未満であること
所得の定義 給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額
自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費
※申請日時点で最新の所得証明書をもとに算出
※貸与型奨学金を本人名義で返済している場合、年間返済額を所得から控除
- ④ 対象となる住宅が市内にあり、夫婦等の双方又は一方が当該住宅の所在地に住所を有していること
- ⑤ 夫婦等のいずれもが生活保護法の規定による住宅扶助又は当該住宅扶助と同様の公的給付を受けていないこと
- ⑥ 夫婦等のいずれもが市税を滞納していないこと
- ⑦ 夫婦等のいずれもが暴力団員でないこと
- ⑧ 夫婦等のいずれもが過去にこの補助金又は他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金等の交付を受けたことがないこと
- ⑨ 夫婦等が共に当該年度中に以下のいずれかに該当する講座を受講又は医療機関への受診・相談をしていること。
ア ライフデザイン支援講座を受講
イ プレコンセプションケアに関する講座を受講
ウ 共家事・子育て講座を受講
エ 医療機関への妊娠・出産に関する受診・相談

補助額

婚姻等の日において

- ◆夫婦等のいずれもの年齢が29歳以下の世帯……………最大60万円
- ◆夫婦等のいずれもの年齢が39歳以下の世帯（上記を除く）……………最大30万円

受付期間

令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)
※予算がなくなり次第、受付終了となります

申請書類

申請書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください



申請される場合は、事前にご相談ください！

お問い合わせ
及び申請先

阿南市 産業部 観光交流課
〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3
電話 0884-22-7404 E-mail: sien@anan.i-tokushima.jp

